令和　年　月　日

管内麻薬業務所　各位

伊集院保健所　衛生･環境係

麻薬及び向精神薬取締法における届出について

　平素より，薬事関係法の遵守にご協力いただき誠にありがとうございます。

　さて，県内において麻薬取扱者免許の業務廃止届について，麻薬及び向精神薬取締法(以下，麻向法)の違反事例が発生しました。下記のとおりご注意いただきたい点についてまとめましたので，皆様の業務にお役立ていただければ幸いです。

記

1. 事例概要

麻薬施用者が1名しかいない麻薬業務所において，麻薬施用者が亡くなられた。遺族が麻薬取扱者免許の廃止や残余麻薬の処理について知識がなく，手続きが行われぬまま麻向法に定められる期間を超過してしまい，結果として違法に麻薬を所持してしまっていた。

1. 注意点
   1. 麻薬取扱者免許は業務廃止後15日以内に管轄の保健所へ届け出る必要があること。(麻向法第７条)
   2. 残余麻薬は，業務廃止後15日以内にその数量を保健所へ届け出る必要があること。(麻向法第36条第１項)
   3. 残余麻薬は，業務廃止後50日以内に他の麻薬業務所へ譲り渡すか，保健所職員の立会のもとに廃棄し，その旨を管轄保健所へ届け出る必要があること。(麻向法第36条第２項及び第３項)
2. 今回の事例の対処策
   1. 麻薬取扱者免許の廃止や廃止後に残る麻薬の処理などについて，保健所へ連絡することを従業員や，一人で行っている場合はご家族へ周知する。
   2. 長期間にわたって使用せずに残っている麻薬があれば，早めに保健所職員立会のもとに廃棄する。

以上

連絡先

伊集院保健所 健康企画課

衛生･環境係　担当：上村

<TEL:099-273-2332>

mail:kago-eisei@pref.kagoshima.lg.jp